

2022年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のくらし福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナ「第7波」の新規感染は、これまでに経験したことのない爆発的な拡大が起こっており、国民は感染への不安や経済の落ち込み、行動自粛や生活困窮など深刻な事態となっています。さらに、昨今の物価高騰は、「年金は下がり」「賃金が上がらない」日本の国民生活に追い打ちをかけています。

また、ロシアの国連憲章違反のウクライナ侵攻後、残虐な戦争行為の中止、紛争解決は憲法9条に基づく平和外交で解決を求める世論が広まっています、

しかし、6月7日閣議決定された2022年「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)は、物価上昇や企業成長を重視するアベノミクスを踏襲した上、更に5年以内の防衛予算倍増を念頭に「防衛力を抜本的に強化する」方針を打ち出しました。国民が切実に求める賃金増ではなく、資産所得倍増として国民の預貯金を元本割れリスクをはらむ資産運用などに投げ込むよう促しています。

医療・社会保障についても、病床削減推進法、高齢者の医療費窓口負担2倍化等様々な負担増を盛り込んだ「改革工程表」を継承し、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の下、医療・社会保障の脆さが露呈していますが、医療・社会保障抑制を続ける方針です。防衛費増加と社会保障予算の縮小で国民には多大は負担増となり、国民生活の改善・向上には繋がりません。

地域住民の命とくらしを守る自治体におかれましては、住民生活の実態と要望から対策を講じていただきますよう、以下の要望事項を提出いたします。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など **介護障がいG**

- ①第9期介護保険事業計画を待たずに、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。
- ③介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【①～③回答】

本市では、所得段階を17段階とし、第1段階から第4段階といった低所得者の方の乗率を国の基準以下に設定し、低所得者対策を行っています。

介護保険料の減免については、これまでどおり、国の示す保険料減免の3原則を遵守していく考えです。

④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

利用料の減免については、法に規定されている災害等の特別な事情によるもの以外は考えていません。ただ、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人等による負担軽減制度については実施しています。

⑤施設入所時の食費、居住費の自治体独自の補助制度を創設してください。

【回答】

現在のところ、自治体独自の補助制度は考えていません。

★(2)介護保険サービス

①訪問介護「生活援助」の回数制限はしないでください。 **介護障がいG**

【回答】

個別のケースに応じて適切な訪問介護サービスが受けられるようにケアプランの適正化を図ってまいります。

②総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。

介護障がいG

【回答】

高浜市では、適切なサービス提供を行うため、「現行相当サービス」を利用できる方の基準を設定しています。ADLの低下や認知機能の低下、疾患がある場合などは継続して利用できるようにしています。

③福祉用具の貸与は、「例外給付」の仕組みを活用し、要介護度にかかわらずケアマネジャーの判断で利用できるよう手続きを簡単にしてください。 **介護障がいG**

【回答】

福祉用具の貸与については、国の指針に従って運用しています。

④多くの高齢者が参加できるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を充実させてください。その際、総合事業を含め、自治体の一般財源を投入して、必要な事業費を確保してください。 **健康推進G**

【回答】

多くの高齢者が気軽に参加し、地域の方々と交流することができる居場所「健康自生地」は、街中に100か所を超え、身体を動かしたり、仲間とのおしゃべりを楽しんだりしながら、介護予防や認知症予防を行っています。

また、「ホコタッチ」と呼ばれる歩行計を配布することで、自宅に閉じこもることなく、ウォーキングや健康自生地巡りを楽しむ高齢者が増加しています。

(3)基盤整備 **介護障がいG**

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者

を早急に解消してください。

【回答】

高浜市では、令和3年4月より地域密着型サテライト型特別養護老人ホームいこいの宿高浜安立20床が開所しました。

基盤整備については、介護保険料への影響も考慮し、中長期的な見通しをもって、計画的に進めることが重要であると考えています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的にいき、入所希望者に対して適用してください。

【回答】

「特例入所」にあたっては、「愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針」に準じ、要件を満たす場合にのみ適用しています。

(4)高齢者福祉施策の充実

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

健康推進G

【回答】

本市では、市独自の事業として、高齢者の閉じこもりを防止し、介護予防、認知症予防を促すことを目的に、街中に「健康自生地」と呼ばれる居場所づくりを進めています。

この事業の中で、健康自生地(居場所)を増やすことを目的に、居場所づくりに対しての助成を行っています。

今後も、高齢者の居場所である健康自生地を増やし、外出の機会や交流の場の創出に力を入れてまいります。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。**介護障がいG**

【回答】

住宅改修費と福祉用具購入費は、介護保険制度創設時から受領委任払い制度を導入しています。高額介護サービス費については、事務の煩雑さ、介護保険施設への周知・理解等検討すべき点が多く、近隣市との調整など慎重に対応する必要があると考えています。

★③中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。**介**

介護障がいG

【回答】

身体障害者手帳の交付とならない中等度難聴者の補聴器購入に対する助成制度は、国や県において創設されることが先決と考えます。したがって、本市単独による補聴器購入助成制度は、今のところ考えていません。

★(5)介護人材確保 **介護障がいG**

①介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

【回答】

国において介護職員等ベースアップ等支援加算等の取組みが行われており、今のところ

ろ、市独自の施策は考えていません。

②利用者にとって危険であり、労働者も休憩が取れず労基法違反の状態である一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう国に要望し、自治体でも財政支援を行ってください。8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】

夜勤職員の配置については、入居者の状態等に応じて、事業者の判断の下、配置すべきであると考えています。近年、介護職員の事務の効率化が期待できるICTやロボットも開発されてきていることから、そうした情報がありましたら、事業所へ周知してまいります。

★(6)障害者控除の認定 **介護障がいG**

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】

介護保険法に基づく要介護認定は、障がいや機能の状況を直接判断するのではなく、介護の手間のかかり具合を判断するものであることから、要介護認定者であることをもって障害者控除の対象とする考えはありません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

【回答】

上記のとおり、すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付する考えはありません。ただ、前年度に対象となった方に対しては、「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付するとともに、介護認定結果の通知の際、要介護1以上の方に対して、案内チラシを同封し、制度の周知、申請勧奨を図っています。

2. 国保の改善 **市民窓口G**

★(1)保険料(税)の引き下げ

①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

国民健康保険税は、国保制度を運営するための財源として必要な金額ご負担いただくためのもので、財政運営が円滑に維持できる適正な税率を算定しています。

★(2)保険料(税)の減免制度

①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を一般会計からの法定外繰入で実施・拡充してください。

【回答】

一般会計から繰り入れについては、法令等の規定に基づくルール分について、繰り入れを行うことが原則と考えています。

②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計からの法定外繰入で減免制度を実施・拡充してください。

【回答】

子どもに係る均等割保険料(税)を軽減する支援措置については、令和4年度から未就学児の子どもを対象として実施しています。子育て世帯の負担軽減を図るために、対象年齢や軽減割合を拡大するよう、引き続き国に要望します。

一般会計からの繰り入れについては、法令等の規定に基づくルール分について、繰り

入れを行うことが原則と考えており、市単独での事業化は予定していません。

- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯の保険料減免制度は、前年所得ゼロまたはマイナスの世帯も減免対象としてください。また、収入減少を理由とした既存の減免制度の要件を、コロナ特例減免の収入要件を参考に拡充してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響による減免制度の対象者は、国の財政支援の交付基準により条件を定めています。また、既存減免制度につきましては、今後、県単位で国民健康保険料(税)水準を統一化するための議論が進められ、減免制度もその中で議論されると考えており、現段階での拡充は予定していません。

(3)傷病手当金

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の対象に事業主を加えてください。

【回答】

傷病手当金は国庫により全額財政負担されており、国の交付基準により支給対象となる条件を定めています。

- ②新型コロナウイルス感染症以外の傷病についても、傷病手当金の対象としてください。

【回答】

支給対象者の拡大について、国に要望しています。

★(4)資格証明書・短期保険証・差押え

- ①資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。また、医療を受ける必要が生じ、短期保険証に切り替える際には、医師の診断書など条件をつけることなく交付してください。

【回答】

資格証明書の発行については、税負担の公平性の確保の観点から法定化されるものと考えており、関係法令や条例・要綱等の趣旨に沿って、適切に対応していきたいと考えます。また、分納世帯であっても、納税相談等、面談の機会を確保する観点から、有効期限が6か月の短期証を交付しています。

- ②保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】

保険税の徴収にあたっては、関係法令や条例・規則等の規定に従い、税負担の公平性の確保に配慮しつつ、納税相談を通じて適切に対応していきたいと考えています。

(5)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

【回答】

一部負担金の減免制度については、国の通知に基づいて要綱を制定し、運用しています。

②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】

制度の周知については、市公式ホームページ及び市広報によりPRしています。

(6)高額療養費の申請手続を簡素化

①70歳未満を含む74歳までの高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】

被保険者の利便性の向上及び事務手続きの簡略化につながるメリットも大きいため、実施に向けた検討を進めます。

3. 税の徴収、滞納問題への対応 税務G

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)1)納税の猶予、2)換価の猶予、3)滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】

差押禁止財産の差押えは違法であり、このように違法な滞納処分は行っておりません。

滞納を解決する上で、住民との面談は財産調査と並び重要なものと捉えております。面談等により住民の実情を把握した上で、従前より税の公平性の見地から適切な額での分納に応じております。

4. 生活保護・生活困窮者支援 地域福祉G

(1)生活保護制度

①生活保護の申請は、憲法第25条・生活保護法に基づいて、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。相談は丁寧に対応し、相談者・申請者を追い返したり、何度も来庁させるような「水際作戦」はしないでください。住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。

【回答】

生活保護の原理原則に則り、必要な人に必要な保護が行われるように心がけており、違法な「水際作戦」は行っておりません。また、実施責任が本市にある場合には適切に対応し、他自治体にたらいまわしすることはありません。

★②生活保護受給手続きについて、申請書を誰もが見えるところに置き、申請しやすいように、住民向けに「生活保護は権利です」等を記載したしおりやポスターを作成して、相談窓口・公共施設などへの掲示や公報を強化してください。

【回答】

申請が必要な場合には、申請方法等について説明のうえ、申請書を渡しています。申請がなされた場合は、法で定める決定期間内に保護の要否を判定し、保護適用の場合は速やかに支給しています。

★③扶養照会は、厚労省通知を厳格に守り、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

【回答】

「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」の一部改正の趣旨を踏まえ、要保護者から生活歴等を丁寧に聞き取り、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、扶養照会を行わないこととしています。

④住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設収容ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

【回答】

生活保護法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、居住保護を原則としており、被保護者の意に反して入所または養護を強制するようなことはありません。また、生活保護施設などの「個室化」についても、被保護者の希望に沿うよう配慮しています。

★⑤エアコンを全ての生活保護世帯に設置してください。また、設置しても電気代がかかるために使用を制限してしまうことのないよう夏期手当を出してください。

【回答】

被保護者への保護費の支給は、実施要領に基づき支給しており、エアコンの購入についても、平成30年7月1日以降に申請があった方について購入の助成を行っています。又、生活保護制度に「夏季手当」がないため、市独自の手当支給は考えていません。

⑥窓口での対応・相談員は、社会福祉士または社会福祉主事の有資格者としてください。また、「福祉専門職」の採用を図り、正規職員で配置し、研修を充実してください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

【回答】

令和4年4月現在、社会福祉主事資格を有した正規職員をケースワーカーとして配置しています。

また、職員の研修については、機会あるごとに他機関の研修に参加するとともに、所内では知識向上のための内部研修を必要に応じて実施しています。

なお、ケースワーカーの外部委託化は行っていません。

⑦単身の女性などの相談や家庭訪問に同性が対応できるよう、女性のケースワーカーの配置を増やしてください。

【回答】

令和2年度から3人のケースワーカーのうち1人を女性の職員を配置しており、単身女性などの相談や家庭訪問に対応できる体制としています。

(2)生活困窮者支援

①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。

【回答】

自立相談支援機関の相談支援員の配置は委託となりますが、同一のフロアで生活困窮を担当する市職員も配置されており、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、社会保険など様々な関係機関との連携については迅速な対応ができていると考えています。

②住居確保給付金などの相談件数の増加に対応できるよう職員を増やしてください。相談員は専門職を配置してください。

【回答】

相談件数の増加に対応するため、令和3年度から相談支援員を1名増員して支援にあたっています。

③生活困窮者自立支援金の要件を緩和し、給付による支援策を拡充した新たな支援制度を設けてください。

【回答】

生活困窮者自立支援金については、厚生労働省より通知された「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給要領」に基づき給付を行っています。本市独自の支援制度を設けることは予定していません。

④生活福祉資金の特例貸付の償還の免除は、申請がなくても適用できるようにする、適用

の範囲を拡大するなど、借り受けた人が再び生活困窮にならないようにしてください。

【回答】

特例貸付は社会福祉協議会による貸付制度となるため、市で対応できません。なお、借り受けた人が再び生活困窮に陥らないよう困窮相談に支援員を1名増員し支援にあたっています。

5. 福祉医療制度 **市民窓口G**

★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】

現行において、子ども医療、高齢者医療について、県補助対象以上の拡大を、市単独事業として実施しています。引き続き、限られた財源の中で、福祉医療制度を継続的に実施するよう努めていきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】

すでに中学校(15歳)年度までの医療費無料化制度を実施しており、18歳年度までの拡大の考えはありません。また、入院時食事療養についても助成の対象とする考えはありません。

★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

【回答】

自立支援医療(精神通院)対象者については、すでに精神障害者医療費助成の対象としています。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

【回答】

福祉医療制度を安定的に維持させることを重視しながら、県補助金対象以上の拡大を市単独事業として実施しています。限られた財源の中で事業を継続することが重要と考えており、住民税非課税世帯を助成対象とする考えはありません。

⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

【回答】

現在、予定はありません。

6. 子育て支援

(1)子どもの貧困対策計画の策定・推進

①「子どもの貧困化対策大綱」に基づき、「子どもの貧困対策支援計画(子ども子育て支援総合計画によるものを含む)」を策定・拡充してください。コロナ危機下での「格差と貧困」の拡大の進行の状況を踏まえ、必要な調査や見直しを行ってください。 **地域福祉G**

【回答】

第2期高浜市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月策定)の見直しにあわせ子どもの貧困対策について盛込むことを検討しており、子どもの貧困対策支援計画を単独で策定する考えはありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)

給付金事業、日常生活支援事業等を実施・拡充してください。 **介護障がいG**

【回答】

ひとり親世帯等に対する自立支援として、自立支援給付事業で教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の支給を実施しており、日常生活支援事業についても必要に応じ支援を実施しているところであります。また、他に就労支援として、ハローワークと連携し出張相談所の開設や就労自立促進事業による支援を実施しています。

③教育・学習支援への取り組みを行うとともに、NPOやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。 **地域福祉G**

【回答】

平成27年度からこどもの学習支援事業として、児童・生徒に対し居場所の提供及び学習支援を行っております。また、子ども食堂等の食事の提供についても、地域の方の支援のもと、土曜日の昼食及び夕食を提供しており、貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを実施しています。

(2)就学援助制度の拡充 **学校経営G**

①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

【回答】

本市における認定基準については、これまで、一般世帯にあつては生活保護基準額の「1.0倍以下」とする一方、ひとり親世帯にあつては同基準額の「1.5倍以下」としており、当面の間は現在の基準を維持することとし、引き続き各世帯の実情を踏まえた制度の運用に努めてまいります。

②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

【回答】

上記の3項目につきましては、文部科学省のホームページにも、補助対象品目としてあげられている項目であります。予算の範囲内で補助できるものに限られてしまっています。ただし、小中学生が少しでも楽しく充実した学校生活を送ることができるように、担当グループに拡充の要望をしております。

③年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

【回答】

就学援助制度の周知については、市公式ホームページへ掲載するほか、就学前健康診断時に申請書類を配布する等保護者への情報提供に努めております。

また、令和元年度以降、国における要保護児童生徒援助費補助金に係る予算単価の引き上げに合わせ、本市においても就学援助費に係る支給単価を引き上げる等支給内容の拡充を図っております。

★(3)子どもの給食費の無償化

①小中学校の給食費を無償にしてください。当面、事情により支払いができない場合の「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。 **学校経営G**

【回答】

学校給食法第11条及び同法施行令第2条の規定により、学校給食の実施に必要な施設、設備等に関する経費は学校の設置者である市が負担することとされ、これら以外の経費として食材料費は保護者負担とされていることから、本市においては、引き続き同法に基づく運用を図ってまいります。

また、経済的理由により給食費の支払いが困難な保護者に対しては、就学援助制度を通じ、各世帯の実情を踏まえた支援を行ってまいります。

- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、国による免除対象範囲を上回る減免・補助制度を実施・拡充してください。食材料費の高騰分は公費で負担してください。 **こども育成G**

【回答】

国の保育料無償化の制度に基づく副食費免除対象者の範囲を拡充して無償化や減免等の対応をする考えはありません。

物価高騰を鑑み、令和4年4月～9月の食材料費の一部を公費にて補助します。

(4)保育施策の抜本的拡充 **こども育成G**

- ★①公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。

【回答】

現時点において公立施設を民間移管等する予定はありません。

- ★②認可保育所の整備・増設を行ってください。認可外保育施設等の認可化をすすめてください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための具体的な施策を実施してください。

【回答】

認可保育所等による受け入れ枠の拡充については子ども・子育て支援事業計画に基づき、ニーズに即した対応を実施していきます。本市には現時点では認可外保育施設はありません。

- ③企業主導型保育事業による保育施設への立入りや面談を実施するなど市町村独自で実態を把握してください。

【回答】

本市には現時点で企業主導型保育事業を実施している施設はありません。

- ④保育士配置と保育室の面積にかかる基準を、公私間の格差なく、自治体独自に上乘せ・拡充し、ゆとりある保育を実現してください。

【回答】

1歳児の保育士の配置は国基準を上回る配置を実施しています。また、乳児室について、愛知県では、国基準を上回る面積基準を設けています。さらに市で独自に上乘せ等をする考えはありません。

7. 障害者・児施策

★(1)グループホーム・入所施設の拡充

- ①障害者が24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、重度の知的障害者や車イス障害者、視力障害者らが利用できるバリアフリーのグループホームや入所施設を拡充してください。夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で複数配置できるように補助してください。 **介護障がいG**

【回答】

グループホームをはじめとした社会資源については、社会福祉法人等と調整を図りながら、充実してきました。今後も、社会福祉法人等との調整はもちろんのこと、障がいのある方の実態把握に努め、中長期的な視点の下、計画的に整備していくことが重要であると考えています。

②地域生活支援拠点の整備、短期入所の単独型を整備してください。 **介護障がいG**

【回答】

高浜市では、地域生活支援コーディネーターをいきいき広場に配置し、令和3年4月より地域生活支援拠点事業をスタートしました。今後、市内外の様々な関係機関と連携・協力しながら提供・支援してまいります。

③ヤングケアラーとなっている家族の実態調査を行ってください。 **福祉まるごと相談G**

【回答】

本市では、学校で年2回の生活アンケートを実施してヤングケアラーの把握に努めていますが、現時点で心配なお子さんに関する報告はありません。

学校は子どもたちにとって頼れる先生がいる身近で安心できる居場所です。いつでも安心して助けを求められるようにするには子どもたちの変化にいち早く気づき、悩みを一緒に考え、SOSをしっかりと受け止められるような教職員の育成や資質向上が必要になります。また、子どもたちへのヤングケアラーに対する理解を深めることも実態把握に繋がると考えています。

学校以外での把握につきましても、関係機関や地域からの情報を集約しています福祉まるごと相談グループが中心となって取り組んでおり、必要な福祉支援に繋げるためのコーディネーターの役割も担っています。

引き続き、教育と福祉で連携を密にし、ヤングケアラーの実態把握を進めてまいります。

(2)障害福祉サービスの支給時間 **介護障がいG**

①暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】

ケース検討会を開催し、各障がい児・者に応じて必要な時間数を確保しています。

(3)障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費 **介護障がいG**

①障害者・児の障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】

障害者総合支援法等関係法令において、サービスの利用料については「応能負担」とすること、また、食費は対象外とするとされており、「無償」にする考えはありません。ただし、高浜市では、独自に障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担を合算した上限管理を行っており、利用者負担の軽減を行っています。

②障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。配偶者も対象から除くようにしてください。

【回答】

障害者総合支援法等関係法令において、収入要件については配偶者も対象となっていることから、配偶者を対象から除くことはできません。

★(4)65歳以上障害者等についての「介護保険利用優先」問題 **介護障がいG**

①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】

介護保険制度の利用要件を満たす障害者の場合は、介護保険制度と障害者福祉制度で共通するサービスは介護保険制度から給付されることとなりますが、障害福祉サービスの利用申請があった場合は、個別のケースに応じて適切な支援を受けることができるかなどを考慮して適切に支給決定しています。

(5)障害福祉サービスに係る福祉・介護職員の確保、育成 介護障がいG

①独自の人材確保の施策をすすめてください。

【回答】

福祉サービス等に携わる人材確保については、市内事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら検討してまいります。

②地域生活支援事業の単価を引き上げてください。

【回答】

報酬単価については、近隣市や他制度の報酬単価を参考に決定しており、一律に報酬単価を引き上げる考えはありません。

③福祉・介護職員の資質向上に独自に取り組んでください。

【回答】

令和3年度より、高浜市障害者地域自立支援協議会内に障がい児通所支援事業所部会及び障がい福祉サービス部会を立ち上げました。市内にあるすべての障がい福祉サービス事業者が参加する両部会では、事業所ごとに抱える困難事例の検討を行いながら、気軽に相談し合える関係づくりを構築していくことで、事業所間の連携強化とともに、定期的に研修会を開催することで各事業所のレベルアップを図っていきます。

(6)災害時の障害者・児の避難対策 防災防犯G 地域福祉G 介護障がいG

①福祉避難所を、障害者・児および地域の福祉的な支援が必要な人(高齢者や妊婦など)が避難できるようにしてください。

②災害時に障害者・児が地域での避難が遅れないように、障害当事者や関係団体が、防災計画を相談する会議に参加することや、防災訓練を地域住民と共同で行うことを促進するなど、障害者・児が置き去りにならないように市町村として取り組みをすすめてください。

【回答】 防災防犯G

高浜市総合防災訓練では、地域団体による地域主体かつ住民が誰でも参加できる訓練を実施しております。今年度は障がい者、障がい児及びその家族で構成された団体が、1会場に集合し訓練に参加する予定です。

【回答】 地域福祉G

本市では9法人(18施設)と福祉避難所に関する災害協定を締結しており、一般の避難所では生活が難しい障がい者、要介護者、妊産婦及び乳幼児が避難できるようにしています。

【回答】 介護障がいG

高浜市では、高浜市障害者地域自立支援協議会内に防災部会を設け、災害が起きても障がい者と家族が安全に避難できるような仕組みを検討しています。

8. 予防接種 **健康推進G**

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、带状疱疹ワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。

【回答】

現在、予定はありません。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】

現在、予定はありません。

9. 健診・検診 **健康推進G**

★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

【回答】

平成30年度から産婦健診を2回、愛知県医師会に委託し、実施しております。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】

妊婦歯科健診は実施しておりますが、産婦に対する歯科健診の実施予定はありません。

③保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】

現在、予定はありません。

10. 地域の保健・医療 **健康推進G**

①保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

【回答】

本市の令和4年度における保健師は22名で、コロナ禍前の平成30年度の18名からは4名の増員となっています。

②地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。

【回答】

市内には、隣接する市の三次救急指定病院の系列病院があり、142床が確保されています。また、当該救急指定病院と市内医療機関とのオンライン化により、紹介時の診療予約や診療情報の共有化(地域医療ネットワーク)が確立され、病診連携の体制が構築されています。

③自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策を実施してください。

【回答】

現在、予定はありません。

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。 **議会G**

1. 国に対する意見書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分

な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。年金は毎月支給にしてください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。夜勤は「複数体制」を基本に人員配置基準を見直し、財政支援を強めてください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。特にグループホームの一人夜勤が解消できる基準にしてください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症にかかわる医療・介護・福祉・保育等への支援を強化してください。

2. 愛知県に対する意見書

(1) 福祉医療制度

- ①子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。
- ②精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
- ③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援

- ①新型コロナウイルス感染症患者を受け入れているか否かを問わず、全ての医療機関に減収補填策を講じ、国に要望してください。患者・利用者の負担なく診療報酬の大幅な引き上げを国に要望してください。職員に対して、定期的なPCR検査を公費負担で実施してください。医師・看護師等の確保、危険手当等を支援してください
- ②すべての介護事業所や社会福祉施設が、事業を継続し雇用を確保するために減収分を補填してください。感染予防等に係る費用の増大分への補助金が利用しやすいよう支援してください。

(4) 地域の医療介護

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。感染症病床を増床し確保してください。
- ②地域医療介護総合確保基金の周知を行い、各市町村や事業所が活用できるようにしてください。

以上